

看護師による**特定行為**および**特定行為研修**の 包括同意のお願い

● 特定行為とは

特定行為とは診療の補助であり、医師の指示のもと看護師が手順書に沿って行う医療行為のことをいいます。特定行為を行う看護師は、実践的な理解力、思考力および判断力ならびに高度かつ専門的な知識・技能が特に必要とされます。また、特定行為には38の特定行為があり、21の区分に分けられ、どの区分の特定行為を履修したかによって対応できる特定行為が異なります。

* 特定行為の詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

特定行為に係わる看護師の研修制度 厚生労働省HP >



◆実施している特定行為

特定行為区分	概要
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する 鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器からの離脱
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 膀胱ろうカテーテルの交換
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整

● 看護師による特定行為

当院では研修を修了した看護師が特定行為を実施しています。また、認定看護師など研修機関の入試に合格した看護師が、厚生労働省省令に基づき実習を行っています。下記の看護師の特定行為および特定行為研修に関しましては、包括同意をもってご了承いただいたものと判断させていただきます。ご同意いただけない場合は、お申し出ください。
なお、ご同意いただけないことを理由に治療および看護において不利益を被ることはありません。ご理解とご協力をお願いいたします。

◆研修を行っている特定行為

特定行為区分	概要
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正

【お問い合わせ】

特定行為に関するご意見やご質問がありましたら、
病院1階「患者総合サポートセンター」まで
お問い合わせください。

